第１回茨城県鹿行交通圏タクシー準特定地域協議会
～　議　事　録　～

日時：平成２７年２月１６日（月）14:00～16:00
場所：鹿嶋市商工会館　多目的ホール

議 事 次第

第１回茨城県鹿行交通圏タクシー準特定地域協議会

１）開会

《事務局》

・只今から、第１回茨城県鹿行交通圏タクシー準特定地域協議会を開催させていただきます。

・山田先生、協議会会長席にご移動をよろしくお願い致します。

２）協議会会長あいさつ

《事務局》

・山田先生よろしくお願い致します。

『山田先生』

・皆様初めまして、ご紹介を頂きました山田でございます。

・専門は、都市計画の中の交通計画を専門としている。茨城で２０年間、マイカーの普及、高齢化が進む中いかにして移動しやすい環境を構築していくかを研究してきました。

・県内も他の処で地域協議会が開催されており、協議会の中で、それぞれの地域の実情に合わせる、制度の運用を変えていくことができるものと認識しているところです。

・また、市町村の中で交通計画のお手伝いをさせていただいているところです。その中で、コミバス、乗合タクシーについての意見等を頂いているところであります。

・しかし、タクシー事業からの立場での交通計画というものが制度的になりにくかったこともありましたが、この協議会では、タクシー事業者さんからの忌憚のない意見を頂いて、実態に合ったものになっていければいいのかなと思っております。

・よろしくお願い致します。

《事務局》

・ありがとうございました。ここから先は、要綱第５条に「会長が総括する」とありますので、山田先生よろしくお願い致します。

３）事務局長の氏名

『山田先生』

・早速ですが、事務局長指名については、要綱第５条第６項に会長から指名するとありますので、（一社）茨城県ハイヤー・タクシー協会専務理事の鬼澤専務を指名させていただきます。簡単にご挨拶をおねがいします。

《事務局　鬼澤》

・鹿行交通圏タクシー協議会に対する適正化・活性化策に対し、構成員の皆様方の意見を踏まえながら取組んでいきますのでよろしくお願い致します。

４）議事

①準特定地域における適正と考えられる車両数について

《オブザーバー　茨城運輸支局　飯田首席》

・資料４により説明

『山田先生』

・只今の説明についてご質問はありますでしょうか。

＜決議　異議なし＞

②茨城県鹿行交通圏タクシー準特定地域協議会地域計画（案）について

《事務局　鬼澤》

・資料３により説明

『山田先生』

・只今事務局から説明のありました件についてご意見、ご質問をお受けいたします。

・なお、本会議は時間の制約もありますので、要綱の中でご発言を制限できることになっておりますので、お一人５分以内でお願い致します。

『構成員』

・平成１３年を基準値としたのは何か理由があるのですか。

《オブザーバー支局》

・平成１３年に規制緩和がされたのに伴い基準値とした。

・まず、平成１３年の規制緩和時の数値に戻すのにはどうしたらよいか等を議論していきましょうというのがこの協議会です。

『構成員』

・地域計画の基づく事業を行うのには何らかの助成はあるのか。

《事務局》

・活性化事業を実施して行くのは、各事業者の皆様方の努力義務ですので、助成はありません。

『構成員』

・この業界は先がない。地域計画の減車など、縛らなくとも今の状況からでは、必然的に減っていく。

・タクシー業界は、類似する事業、有償運送、福祉タクシー等が国で認めているから苦しい状況。後継者も育たない。

《事務局》

・協議に於いて、今出た意見等を踏まえて、これからの地域タクシー業界の改善を

どのように図っていったらいいかを検討して行っていただきたいと思います。
・一つ一つを議題として取り上げ、クリアしていくための意見交換の場となるようにし、少しでも地域に遭ったタクシー業界にしていきたいと思っています。

『構成員』
・この協議会の中で、有償運送、代行問題等についても、議論をしていかないと地域の活性化を図っていけないではないか。

《事務局》
・いろんなことを問題提起しながら、タクシー事業の業務改善を図っていければと業界の活性化にもならないと思いますので、そのようにしていければと思います。

『山田先生』
・その他意見等はありますでしょうか。
・意見がなければ、地域計画について議決を取りたいと思いますが、議決を取る前に、その方法について事務局より説明をお願い致します。

《事務局》
・それでは、設置要綱第５条１０項（３）について説明。

『山田先生』
・事務局より議決の合意に関し説明がありましたが、本地域計画(案)を了承いただける方は挙手をお願い致します。
＜全員　挙手＞

③タクシーの公定幅運賃について

《事務局》
・資料５により説明

《オブザーバー支局》
・資料５及び公定幅運賃制度について説明

『構成員』
・鹿行交通圏で下限割れ事業者はいるのか？

《オブザーバー支局》
・自動認可運賃枠の中で何社かおります。

『構成員』
・公定幅運賃について、利用者はわかりづらいことから同一地域同一運賃でやってほしい。

『山田先生』
・今、わかりづらいから、わかりやすく同一地域同一運賃にしてほしいという意見がありました。その他、何かありますでしょうか。

『構成員』
・今後、公定幅運賃の公表等、スケジュールはどのようになるのか。

《オブザーバー支局》
・適用時期ですが、資料にもありますとおり、提出期限が３月３日とありますが、協議会での意見を踏まえ提出される時期によって違ってくる。

『構成員オブザーバー』

・公定幅運賃は独禁法に引っかからないのか？また、減車をしなくてはならない、だけど助成はないなど、協議会をやっていく意味があるのか。

《オブザーバー支局》

・公定幅のなかで、個々の事業者が届出することに問題はない。これを、地域で話し合い等をすると問題になる。

・減車は、地域計画の中で示しましたが、これは、強制するものではなく、事業者個々の努力義務で実施していただくことになります。

・協議会は、減車等の努力義務をしながら、地域の利用者に使いやすいタクシー事業のための活性化策を実施し、業務改善を図っていくのが目的です。

『山田先生』

・公定幅運賃についての意見は、ここで決めるのではなく、支局を通じて上にあげていくこととなります。意見が一つありましたので事務局でよろしくお願い致します。

《オブザーバー・支局長》

・昨年、特措法が改正となり支局が構成員から外れることとなった。

・車両台数、１３年が基準については、規制緩和の前後、１３年までは需給調整により台数の判断をしていた。

・そこから、１４年に規制緩和により新しい風を吹き込み活性化を図っていくこととなり需給撤廃するうえで、安全性を重視し許可することとした。

・運賃については、従来は同一地域同一運賃であったが、事業者間での競争をということで自動認可運賃となった。

・協議会では、過疎地域が増えていく中で、タクシー事業で活性化できるよう、この活性化を良い方向に持っていけるよう協議会で皆さんの活発な意見をよろしくお願いしたい。

・支局としては、今後ともオブザーバーとしてサポートしていきたいと思いますのでよろしくお願い致します。

④その他

《事務局》

・了承していただいた地域計画の基づき、今後、活性化事業計画を事業者の皆様方には作成していただき、支局に提出し、認定を受けた後実施して行くこととなる。

・今後、活性化事業計画の提出状況を踏まえて第２回の協議会時期を決定していきますので、構成員の皆様方には改めて通知をしていく。

・以上をもちまして、当協議会を終了とさせていただきます。